



とうほくふるさと情報

H27年6月版②

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～

どーなってるの？損害賠償！



立木の財物賠償の請求手続きについて

立木の財物賠償について、昨年9月と今年の3月の東電プレスリリースにて、直接請求の内容が示されています。地域による違いなどについて、ご紹介いたします。

●直接請求の対象となる「立木」

山林の土地に生育していた、市場価値のある(販売が見込まれる)立木のことを指します。天然林・人工林を問いません。

●立木賠償の対象地域

避難指示区域内については、昨年9月のプレスリリースで請求手続きが案内されています。

避難指示区域外でも、双葉郡内であれば、避難指示区域と同様に対象地域となり、今年3月のプレスリリースにて請求手続きが案内されています。

福島県内で、避難指示区域以外で、かつ双葉郡以外の場合は、立木の中でも、しいたけ原木として出荷予定の立木に限定されます。(さらに、この地域の中でも、旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域等以外の場合は、取引実績の確認が必要となります。)

●直接請求できる方

福島原発事故発生時点で、対象となる立木を所有されている個人の方(相続の方も含みます)と中小法人です。

なお、立木が存在する山林の土地を所有されている場合は、土地の所有と課税地目の確認書類(固定資産課税明細書など)で済みますが、土地と立木の所有者が異なる場合は、立木を所有している証明書類(契約書など)が必要となります。

●賠償金額の算定方法

賠償金額＝立木の時価相当額×持分割合＋諸費用(定額は1万円)

なお、時価相当額の基準は、単価×対象地面積(m²)で、単価は人工林(100円/m²)か、天然林(30円/m²)かで異なります。また、しいたけ原木については、旧緊急時避難準備区域等の単価は10円/m²、その他の地域は5円/m²と違いがあります。

ご請求される方は、福島原子力補償相談室 財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡下さい。

※上記東京電力に対する直接請求に対しまして、請求額等で不服がございます場合は、別途和解仲介手続きや、通常の民事訴訟のご利用もご検討ください。



岩手

浸水地どう利活用 地域再生へ住民懇

6月2日、津波浸水地の利活用に向けた住民懇談会が、大船渡市三陸町越喜来(おきらい)の浦浜・泊地域で行われました。住民は、防災集団移転促進事業(防集)で市が買い取る移転跡地などに多目的広場や観光ルートを整備する土地利用案に了承しました。市は、計画実現に向け、復興庁と協議に入りますが、被災跡地は防集で買った土地と民有地が不規則に混在するため、土地の集約が必要になるとのことです。(岩手日報 WebNews2015/06/04 より抜粋)



宮城

事業再開・継続85.8% 被災商工業者

宮城県県の調査によると、3月末時点で、事業を再開・継続している被災した県内商工業者は全体の85.8%で、地域別で沿岸部80.8%、内陸部96.7%で、廃業の業者を除くとそれぞれ98.8%、99.9%となり、継続を決めた業者のほとんどが再開にこぎ着けました。一方で、廃業も増加し、沿岸部が9割超を占めています。県は「少しずつではあるが、着実に仮復旧から本復旧へ移行している」とみています。

(河北新報 OnlineNews2015/06/11 より抜粋)

福島

復興の課題探る ふたば未来学園高生ら町民と意見交換

6月10日、広野町の県立中高一貫校「ふたば未来学園高」の1年生が、地域課題解決などに取り組む「ふるさと創造学」の一環として、町内の企業や公共施設を訪問し、復興に向けた課題などについて住民と意見を交わしました。生徒たちは、計20のグループに分かれ、公共施設や企業など10カ所を訪問し、広野町役場では、町職員から町の現状や復興の課題などについて説明を受けたほか、震災後に住民からどのような要望が寄せられたのかなどを質問しました。今回のフィールドワークを踏まえて演劇を創作、8月に双葉郡内の中学生を招いて同校で開く中高交流会で発表するとのことです。(福島民報minyu-net2015/06/11より抜粋)

面談による相談(予約制)

●東京司法書士会総合相談センター(四谷・金曜 17時～20時)

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

●三多摩総合相談センター(立川)

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。